

平成30年第4回広尾町議会定例会 第2号

平成30年12月6日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員(13名)

1番 浜野 隆	2番 萬亀山 ちづ子
3番 北藤 利通	4番 前崎 茂
5番 志村 國昭	6番 山谷 照夫
7番 星加 廣保	8番 渡辺 富久馬
9番 小田 英勝	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
兼 会 計 管 理 者	白 石 晃 基
兼 出 納 室 長	白 石 晃 基
出 納 室 長 補 佐	山 畑 裕 貴
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 参 事	松 田 哲 典
総 務 課 長 補 佐	沖 田 一 美
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美

兼住民課長補佐	村	上	洋	子
保健福祉課長	山	崎	勝	彦
兼老人福祉センター長	山	崎	勝	彦
保健福祉課長補佐	佐	藤	清	美
地域包括支援センター長	菅	原	樹	美恵
健康管理センター長	村	上	洋	子
兼養護老人ホーム所長	浜	頭		力
養護老人ホーム次長	金	石	輝	義
特別養護老人ホーム所長	浜	頭		力
兼特別養護老人ホーム次長	金	石	輝	義
農林課長	平		浩	則
農林課長補佐	寺	井		真
兼町営牧場長	平		浩	則
水産商工観光課長	雄	谷	幸	裕
水産商工観光課長補佐	室	谷	直	宏
建設水道課長	小	川	浩	司
建設水道課参事	北	藤	盛	通
建設水道課長補佐	前	田	憲	一
兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港湾課長	森	谷		亨
国保病院事務長	渡	辺	將	人
国保病院事務次長	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室長	松	田	哲	典
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	白	石	晃	基
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	渡	辺	將	人
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	山	崎	勝	彦
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	佐	藤	清	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	菅	原	樹	美恵
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	村	上	洋	子
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	沖	田	一	美

〈 教育委員会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	及	川	隆	之

学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	早	川		修
社会教育課参事	奥	村	京	子
兼海洋博物館長	早	川		修
兼図書館長	奥	村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委員長	宮	脇	昭	道
併書記	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代表監査委員	大	林		忠
併書記	道		淳	一

〈公平委員会〉

委員長	木	下	利	夫
併書記	白	石	晃	基

〈農業委員会〉

会長	今	村	弘	美
事務局長	西	脇	秀	司

○出席事務局職員

事務局長	道		淳	一
総務係長	保	坂	一	也
総務係主事	林		菜	々美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 2点について町長に質問をいたします。

まず、1点目でありますけれども、公衆浴場利用料（入浴料）の値下げについて質問いたします。

住民の皆さんが日常的に利用されている町福祉センターの公衆浴場使用料が、昨年12月に開催された第4回定例町議会に提案され、本年4月から大人の使用料300円が440円に、46.7%の大幅な値上げとなり、回数券も11枚つづりが3,000円から4,400円に引き上げられました。

最近、公衆浴場を利用している高齢者の方から、今まで利用していた子育て中の若い家族連れの方を今年に入ってから見かけなくなったとの声が寄せられております。週3日から4日利用されている高齢者の方は、従前、利用されていた方が減ったのは入浴料金が値上がりしたからではないか、家族で利用すると出費も多くなるからと指摘をしておりました。

4月以降の利用状況をどの程度減少しているか調査した結果、昨年と今年の10月末同月比で比べてみたところ、昨年の10月末までの大人の利用者数は3,135人に対し、今年10月末では2,282人と1,106人、前年度比72.8%と約3割近く減少しております。加えて、中人と小人の昨年10月末までは523人の利用に対し、本年は270人と前年比51.6%、約5割の減少となっております。

一方、入浴料が値上げされなかった老人クラブ会員や70歳以上の方は、昨年10月末まで6,578人、本年は6,420人と、前年比97.6%と微減の横ばいとなっております。

日常的に利用する公衆浴場が大幅に値上げされたことにより、利用を控えざるを得なかったことが起因していることは明白であり、容易に認識できるところであります。

昨年12月定例会に提案された当該入浴料の値上げにより、80万7,000円の増収が確保できると説明をされております。今年度の大人及び小人、中人の利用状況は前年度から3割以上減少するものと見込まれますが、当初増収するとしていた額からどの程度減額修正するのか、お尋ねをいたします。

幕別町忠類のアルコ236は、通常料金は500円ですが、回数券で購入すると1回当たり364円で、本

町の浴室しかない400円の公衆浴場よりも安く入浴できます。加えて、昨年、露天風呂をリニューアルし、男女合わせて2か所ずつ4か所あり、サウナも備えられ、利用者も増加傾向にあると言われております。大樹町の晩成温泉も、入浴セットを無料で貸し出ししており、利用者に好評であると言われております。

公衆浴場としてきちんと整備されている近隣の温泉浴場と比べて、浴室のみの本町の施設は、せめて回数券で利用する入浴料金は身の丈に合ったものに値下げすべきと思います。公衆浴場は町民の皆さんが日常的に利用されるものであり、利用される方の負担感をなくし、利用者が増加すれば一定の収入増も図られると思いますが、町長の見解を求めます。

次に、沿岸漁業を守る漁業法の改正を国に求めるべきについて質問いたします。

明治時代の漁業の中心は漁村の前浜漁場を利用した沿岸漁業が主で、漁場は漁村全体の共同占有であり、一定のルールに基づいて地先漁場を共同で利用し、漁業活動を行っていました。この慣習的なルールに基づいて、1901年（明治34年）に最初の漁業法が制定されております。

現在の漁業法は、戦後の民主改革の一つとして1949年（昭和24年）に制定され、70年が経過しております。

さて、政府は10月24日の臨時国会冒頭で70年ぶりに漁業法を抜本的に改正するとし、その内容は、1つとして漁獲量による資源管理を導入する。2つ目として船のトン数規制をなくして、大型化を可能とし、漁業の生産性を高める。3点目として、漁業権の付与は法律で優先順位を定めた現行制度を廃止し、養殖業への新規参入、規模拡大を促すとなっております。

漁業権には、1つには一定の水面で定置網などの漁具を設置して漁業を営む定置網漁業権、2つ目が一定の水面を多数の漁業者が共同で利用する共同漁業権、3つ目が一定の区域で養殖を営む区画漁業権の3種類があります。今回の改正漁業法では、漁船の大きさ規制がなくなり、大型化が可能になります。

大規模漁業は漁獲量を増大させ、沿岸漁業を圧迫し、ますます衰退することが危惧されます。

また、養殖用漁業権を、企業が地元の漁協を通さず直接知事から許可を受けたり、これまで地元漁民に優先的に免許された定置漁業権が、企業的経営に直接免許されることとなります。

現行の漁業法は、漁民の総意で漁場を民主的に運用するため、地元の漁業者が全員加入する漁業協同組合を沿岸漁業権の一括した受け手とする仕組みであります。

加えて、94%の小規模沿岸漁業を中心に捉え、全国の沿岸では地元優先の漁業権のもと、漁村社会の豊かな文化と海の資源、環境を守ってきた歴史があります。今回の改正漁業法は、根幹を変えるものであり、漁業関係者から危惧する声が出されております。

さらに、これまで海の議会と言われる公選制の海区漁業調整委員制度を知事の任命制度に変えるとしております。現在の漁業は魚種も多く、多様な漁業が営まれており、水面を総合的に利用するには調整が必要であり、その役割を担っているのが海区漁業調整委員会です。委員の公選制は、漁業調整に漁業者の声を反映させるための民主的な制度です。委員には各地の漁民代表が多く選ばれており、地元の漁民への説明責任を果たしていたものが漁業者の声が届かなくなると懸念をしております。

今回の漁業法の改正内容については、漁業者に知らされていないことも大きな問題であります。過般、水産庁主催で開催された漁業法改正に関する説明会に参加した漁協数は、全国955漁協のうち、77漁協しか参加していないことが明らかになっております。全体の1割にも満たない状況であり、漁業者が置き去りにされる懸念もあります。

本町でも、今回の改正漁業法を全く知らない漁業者もおります。このような状況のもとで、さらなる慎重な審議を求められるところでもあります。本町の沿岸漁業を守る観点から北海道町村会等を通じ、漁業者に意見を求め、真の沿岸漁業振興のための法改正となるように、国に求めるべきではないかと町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

最初に、公衆浴場の利用料の関係であります。

老人福祉センター公衆浴場につきましては、昨年度、第5次行政改革を取り進める中で、事務事業や利用者負担のあり方について推進委員会の中で検討、協議をいただき、また、議会をはじめとする町民への説明を重ね、審議会の答申を経て、今年度の4月から料金の見直しを行い、運営を行っているところであります。

1点目の値上げによる収入増の見込額についてであります。当初予算推計時点では、平成29年度10月末現在の利用実績から平成30年度の利用状況を推計しております。人数で9,429人、利用料で315万1,660円と見込んでいるところであります。現状の利用状況から推計を現時点としたところでは、人数で8,206人、利用料で238万500円と見込まれているところであります。

次、2点目の回数券の利用料を減額すべきとの質問でありますけれども、現在10回分の料金で11回利用できる回数券を販売しておりますが、公営の公衆浴場として一般的な割引率であると考えているところであります。

次の質問であります。沿岸漁業を守る漁業法の改正についてであります。

今臨時国会におきまして、1949年に公布された漁業法の70年ぶりの改正が議論されております。今年の6月25日に水産政策の改革について水産庁主催の説明会が札幌で開催され、推移を見守っていたところであります。この70年間の間、1982年に採択された国連漁業法に基づく200海里の排他的経済水域が設定されるなど、漁業を取り巻く情勢は大きく変わってきています。

北海道漁業協同組合連合会では、省令、政令など具体的な運用が明らかになった時点で浜に混乱が生じないように求めており、漁業が持続的に発展するよう構造改革には取り組むが、守るべきものは守る姿勢を明らかにしているところであります。

本町の水産業は漁業者のみならず、水産加工での雇用、燃料、流通など裾野の広い産業でありますので、漁協と改正情報や道内情勢等を共有し、北海道や関係機関と連携しながら、今後も漁業が持続的に発展していけるよう要請活動に生かしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） この間、広尾町のホームページの中で福祉センターの公衆浴場の利用状況、この使用料の料金区分を見ましたら、大人300円という形で、回数券も3,000円ということで、あら、いつ値下げしたのかなと思ってホームページを見ておりましたら、内容を見たら平成25年4月1日から多分直していないのかと思うのですけれども、入浴客が減ったからまさか減額したのではないと思うのですけれども、その点ちょっと確認をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ホームページの更新についてそのままになっているようでありまして、まことに申しわけございません。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 私も一瞬、ホームページを開いてびっくりしたのです、値上がりしていないのだと。いつ下げたかちょっと私も存じていなかったものですから、確認していなかったのですけれども。

実は、私の質問の中では、要するに当初、昨年12月の議会で説明したときに、その資料の中で保健福祉課の項目の中で、この福祉センターの使用料、これを値上げすると。ほかの分野もそうなのですけれども、その増減額という部分で、公衆浴場使用料については80万7,000円の増と、収入増ということで記載をして、それで議会に資料として諮っているわけであります。

ところが、実際私の試算では、29年度と30年度、今年度の10月期現在で調べたところ、大人が約3割減、そして小学校、中学校も5割ぐらい減っているのですけれども、いろいろとお聞きしますと、親子で、例えばお父さん、お母さんと子どもたちが一緒に公衆浴場に来られるということで、当然お子さんだけが来られるということはないわけですから、そういった意味で、子どもの利用者も5割近く減っているというようなことを、特に毎回利用されている高齢者の方からお聞きをしております。

それで、実は平成18年、19年のときに、70歳以上の高齢者の方、それまでは無料で利用できていましたけれども、これを100円に引き上げたところでもあります。確かにこのときも利用者数の減少はありましたけれども、当時の数字を調べたら、対前年比17%の減少なのですね。いわゆる無料から100円に引き上げたときの部分が2割弱の減少だということなのですけれども、今回は27.8%、約3割近い減少。小中学校の生徒さんも入ると、3割以上の今年度末の見込みではなるだろうということで、私なりに推計しましたけれども、この部分でいくと、町が増えるだろうと予測した80万

7,000円ではなくて、52、3万円のマイナスになるだろうと思っております、実際の増収部分というのは、そうすると27、8万円になるかなということで試算をしております。いわゆるとらぬタヌキの皮算用ではないですけれども、この間の4年間の総務省の家計消費指数でも7%ぐらい減少しているというのが明らかになっているのですけれども、そういった意味で、今、本当に低所得者層のそういった部分の生活が大変苦しいという中で、額は小さいですけれども、週に3回、4回利用するとなると、非常に負担増になるということですから、その点についての部分で、先ほど11枚つづりの4,400円は一般的な割引率と言いますけれども、例えば、先ほど言った忠類のアルコ236は33枚つづりで1万2,000円なのです。これが1回当たり364円なのです。ですから、あれだけの立派な施設でありながら広尾町の400円よりも安いという逆転現象が生じているわけですから、そういった意味を含めて、私、今回のこの一般質問を通告しているわけでありますので、その点でもう一度お答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 公衆浴場の件についてでありますけれども、さきの行政改革の取り組みの中でそれぞれ議論をした問題でありまして、ぜひ行政改革全体についてのご理解を改めていただければというふうに思っているところであります。

財政状況を見たときに、今後、本町の財政が将来的に立ち行かなくなる、そういった観点で住民の行政サービス、ほかの全体的なサービスをしっかり守る上で、住民の皆様方をお願いをしたところでありまして、そういった観点でこの公衆浴場利用料についてもご理解をいただければと思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 今回、行政改革ということで、いろんな各分野にわたって見直しといたしますか、料金の改定、引き上げをしておりますけれども、例えば、冒頭申し上げたように、収入増を図るために値上げしても、結果として利用者が大幅に減れば、計画どおりの増収にならない。要するに、値下げした意味合いが希薄になるということになるかと思うのですね。

そういった意味で、やはり町民にも一定程度喜ばれて、本来の公衆浴場の役割を果たすという意味合いにおいては、先ほど、高齢者の方は値上げしておりませんので、従前同様の利用状況であるというふうに利用された方々も口にしておりましたけれども、29年度末まで親子で来ていた、そういった若い家族連れの方が4月以降めっきり減ったというようなことを考えれば、町としては、町民のそうやって利用も減って、なおかつ収入も伸び悩むという部分では、ダブルのリスクをしょっているのではないかと思うのですけれども、その点この結果を踏まえて、当然再度見直すということが求められると思うのですけれども、その点でお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 数字で見ただけであれば、議員がおっしゃったとおりかもしれませんが、やはり負担をそれぞれ町民の方々にお願いをするという点で行政改革を進めているところであります。

また、利用実績等からいって、やっぱり人口減少に伴って利用者の方々も減っているのだというところでございます。過去の利用者数、恐らく議員さんお手元にあるのだと思いますけれども、大人についてもそれぞれ減ってきている状況下にあります。一時的に値上げによつての減少の傾向があるのかもしれませんが、この料金改定についてはぜひ行政改革の中で取り組んでいるという点、住民の皆様方にもこれまでも説明を申し上げてきたとおりでありますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 冒頭にも申し上げましたけれども、高齢者の方が若い世代に寄り添った、そういった思いやりのある部分では非常に私もありがたく感じているわけなのですが、町長もあと数年で福祉センターの入浴料100円になる年代に入らなければなりませんけれども、ぜひ若い世代、特にとりわけ子育て世代のそういった方々に対して、やはり広尾町に住みやすい環境をつくる、高齢者の方も含めてそうですけれども、そういったやっぱり施策というのは今後展開する必要があるかと思うのですが、最後に再度お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員がおっしゃったとおり、やっぱり広尾町に住んでいただかなければなりません。そういった意味では、こういった公衆浴場を含む福祉政策というのは、やはり充実というよりも、継続をしていかなければならないというふうに思っているところであります。この辺の住民の負担も含めて、しっかりと住民に説明しながら、そして、住みやすいまちづくりしていきたいというふうに思っているところであります。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次に、沿岸漁業を守る漁業法の改正の関係ですけれども、現在、この臨時国会で参議院で審議をされているところでありますけれども、先ほども言ったように、水産庁主催のそういった説明会も1割に満たない漁協しか参加をしていない。漁業者も多くの方がこの内容を知られていないという中で、例えば香川県の海区漁業調整委員会の濱本会長さんが、この方は実は香川県の水産課長まで務められて、水産行政に35年間かかわった人なのですが、今の改正の内容

について、区画漁業権の地元漁協の優先ルールを全廃することで、企業の参入を促進するとしている。現行法でも企業が漁協の組合員になり、養殖の規模や数量、漁業権行使料など、漁協が定めたルールに基づいて養殖業は行えるというふうに言っています。

また、船のトン数制限に関して言えば、これらを撤廃すれば、大型漁船は漁獲は増えるけれども、沿岸漁民は資源を奪われて衰退すると。国は出口、これは漁獲量でありますけれども、国は出口の規制ではなく、入り口、これは漁獲能力ですね。これは特に機船漁業の部分でありますけれども、この漁獲能力を規制することが引き続き大事であるというふうに話しております。

そういった意味では、広尾町は沿岸漁業が大宗を占めておりますので、そういった沿岸漁業を守るという意味では、逆行するような漁業法の改正が今、審議がされているのではないかと。より慎重な審議が必要だというふうに言われております。

また、前の東京大学の加瀬教授でありますけれども、これまで行われてきた船の大きさ、それから禁漁区や料金の設定といった、要するに大型経営体の足かせになることをやめて、大型経営体が自由に操業できるように、そういった資源管理論を今持ち出しているというふうに言われております。

特に、本町とは直接関係ないですけれども、北海道の一部では、例のクロマグロの関係で今行われているような、要するにTAC（タック）、漁獲可能量とIQ（個別漁獲割り当て）、これらによる管理方式を漁業全体に広げると、なおかつ船の大型化を進めるということで、そうすると沿岸漁業の割り当てが減って、過般の新聞に出ていましたけれども、北海道の沿岸漁業の割り当てがゼロに等しいといったような部分もありますし、そういった意味で、我々も実際この改正漁業法の中味というのは、ごく最近資料を収集してやっておりますけれども、今、実際、国会で審議されている内容について、やっぱり水産を抱える自治体として、とりわけ大体北海道の3分の1が水産を、漁業を営んでいる自治体でありますから、そういった市町村と連携をして、国に対してきちっと申し入れをすべきであるというふうに思いますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 漁業法の改正について、今、本当に国会で議論になっているところであります。基本的には、本町、基幹産業、漁業でありますから、非常に大切な問題だと認識をしているところであります。

本町の水産を取り巻く状況、とりわけ水産資源の減少、極めて厳しい状況にあるところであります。今後も安定的に水産が発展をしていくため、また、漁業者がそれぞれ生活していくためには、現在も行われておりますけれども、漁業協同組合が中心的な役割を担っていただいて、漁場の円滑な利用調整、今もされているわけではありますが、それが必要だというふうに思っているところであります。

何といたっても、この漁業法の改正につきましては、漁業者の理解がなければだめでありまして、

それが大前提だというふうに思っているところであります。特に、議員おっしゃったように94%、95%は個人経営なわけでありますから、そういった漁業者の理解、そして疑問や不安、これが払拭されなければならないというふうに思っているところであります。漁連の連合会におきましても、まだ省令、それから政令など、具体的な内容がないようでありまして、その時点でしっかりと対応していきたいというふうにおっしゃっておりますので、私どももしっかり北海道だとか、もちろん地元の漁協とも連携しながら対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 過般の行政報告でも平成30年の最終水産水揚げ額の推計が出されました。実は、昨年も40億円程度ということで決して多い額ではないのですが、さらに30年はさらに2億円ほど下がる形で見込まれて推計されておりますけれども、とりわけ沿岸漁業を取り巻く環境というのは、本町の場合も非常に厳しくなっております。

そういった意味では、水産については、水産加工を含めて、小売、流通含めて経済的波及というのは非常に大きなものがありますから、広尾町の産業を支えていると言っても過言ではないかと思えます。そういった意味では、沿岸漁業をいかに守っていくかということがこれからますます大事になってくるかと思うのですけれども、再度その沿岸漁業を守る観点でお答えいただければと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 沿岸漁業をしっかり守ることが本町の水産業、そして本町の経済を支えることになるわけであります。現在の漁場の利用実態からいって、今回の改正についてはさほど影響がないという、さほどというか、影響がないという、北海道においてもそういう認識を示しているところでありますけれども、影響があつては大変でありますから、しっかり沿岸漁業を守る立場で、関係者の皆様方と連携しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 私は、初めに、福祉灯油助成事業の改善について町長に質問します。

12月に入り、寒さが厳しくなってきました。今年も福祉灯油はもらえるのだろうかかと不安そうに聞いてくる町民の方がおられました。

福祉灯油助成は、利用者から待たれている制度であり、大変喜ばれている事業です。生活保護世帯は対象から除外している自治体もある中、本町は収入と認定されない60リットルを限度に助成を行うよう、改善をしてきました。

しかし、調べてみますと、厚労省は2007年12月26日に都道府県指定都市中核市の生活保護担当課

宛てに「地方公共団体が実施する灯油購入費助成の生活保護法上の取扱いについて」の事務連絡を行っていたことがわかりました。厚労省は、事務連絡に基づく説明で、福祉灯油助成については収入として認定しないことを確認、さらに生活保護法による保護の実施要領では収入認定されない助成額の限度は8,000円となっていますが、福祉灯油については8,000円を超えても機械的に収入認定するようなことはせず、柔軟に扱うとしていることがわかりました。

今年は灯油代も高騰しています。生活保護世帯も60リットルではなく100リットル支給に早急に改善すべきではないでしょうか。

また、灯油、レギュラーガソリンなど、燃油価格の高騰は、全ての家庭、各産業への影響も大きいことから、燃油価格の高騰対策強化を国、道にも求めるべきではないでしょうか。町長の答弁を求めます。

次に、消費税10%増税の影響について町長に質問します。

安倍首相は、来年10月に消費税率を10%に引き上げると宣言をしました。

消費税増税が家計消費と経済に与える影響は極めて深刻で、2014年4月に消費税率を8%に引き上げが実施されてから、家計消費は長期にわたって落ち込んだままです。この間、増税前の実質消費支出を超えた月は一月もないといえます。2017年までの4年間で7%も減少しました。消費税増税によって国民生活は7%も貧困化したということです。

内閣官房参与、京都大学大学院教授の藤井聡氏は、「消費税10%への増税は日本経済を破壊する」と警告しています。「今の日本は、まだデフレ不況から脱却していません。にもかかわらず消費税を増税すれば、消費は低迷し、国民の貧困化がさらに加速するのは間違いありません。来年は東京オリンピックの建設特需が終わる時期で、経済のさらなる悪化が危惧されます。こうした状況で消費税を増税するのは、栄養失調で苦しむ子どもにさらに絶食を強いるようなもの、クレジットカードで決済した消費者への2%分のポイント還元策のようなことを重ねても、『15兆円の補正予算を5年連続で支出する』ぐらいの規模感がなければ大した効果は期待できません」と言っています。

町長は、消費税10%増税について、どのようにお考えでしょうか。

政府は、景気対策として万全の対策をとると言っていて打ち出したのが、キャッシュレスやクレジットカードを使えばポイント還元するといえます。これは中小小売業でクレジットカードを利用した人を対象にしたものですが、本町ではカード決済はなじまないのではないのでしょうか。カード会社が課す手数料は、返済額が少ない中小店舗ほど高いという問題もあるといえます。本町ではキャッシュレスやポイント還元が景気対策の万全策になると町長はお考えになりますか。

インボイス制度導入も、免税事業者はインボイスを発行できず、取引から排除され、存亡の危機に立たされる危険があるのではないのでしょうか。

消費税増税は、中小業者にとって生き死にがかかった問題です。本町は小さな業者が多い中、このような制度の矛盾を抱えたままスタートしようとする消費税問題について、町長はどのようにお考えでしょうか。

本町の第5次行革で、今まで内税だった消費税を外税方式に変更しました。住民にも適正な負担を願いたいとの説明でしたが、しかし、町は消費税を国に納めているかということ、一般会計では納

税義務は発生していません。増税分を町民にはどう説明するのでしょうか。内税方式から10%の外税となることによる町民負担増の総額は幾らになりますか、お答えください。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

最初に、福祉灯油事業の改善についてであります。

福祉灯油事業につきましては、冬期間の低所得者生活支援事業として灯油の価格にかかわらず、本町においては継続して実施している事業であります。また、平成20年度からは生活保護世帯への福祉灯油の支給対象を拡大し、実施してきているところでもあります。

ご質問にもありましたとおり、生活保護制度につきましては、所得が発生した場合、収入申告を行い、内容によっては保護費を調整するという制度になっておりますけれども、平成19年度に原油価格の急激な高騰等によりまして、市町村が福祉灯油等の支援をする場合には、8,000円以内について収入として認定しない旨の通達がなされております。

本町におきまして、生活保護世帯を支給対象とする際にそうした通達等を踏まえ検討してきておりまして、また、生活保護制度の中で冬季加算の制度も設けられていることから、60リッターの支給が妥当との判断をいたしまして実施してまいりました。

燃料高騰対策につきましては、本来、国が主導し国民生活を守るべきと考えておりますが、燃料高騰の折、住民、町民生活を守るのも喫緊の課題であります。

本年度につきましても、現行制度の枠組みの中で事業を実施し、低所得者世帯の支援を図ってまいります。また、今後も事業を後退させることなく、引き続き事業を継続実施してまいりたいと考えております。

次、2点目の消費税の関係であります。

消費税率及び地方消費税率の引き上げについては、社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえて、経済再生を進めながら、財政再建との両立を図っていく、2つ目は、増大する社会保障の持続性と安心の確保、3点目は社会保障の安定財源の確保等を図るという基本的な方向の中で、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げられました。

その後、国は27年10月の税率10%への引き上げを2度延期し、31年10月に引き上げるとの方針が今回示されたところであります。

このような背景の中、この消費税率の引き上げによる景気の腰折れを防ぐため、9項目の経済対策が打ち出されており、目玉とされているのが1点目のポイント還元であります。これも問題が多いと言われているところであります。中小企業者にとっては、キャッシュレス決済導入に伴うレジやシステム改修などのコストの増、現金が手元に来るまでに時間がかかることから資金繰りが厳しくなるとのデメリットが考えられます。また、中小事業者の線引きが曖昧になっているところであります。消費者から見て、クレジットカードなどを持たない高齢者なども多く、ポイントは高額品

ほど有利になり、恩恵が偏る点も問題視されているところであります。

また、2点目のインボイス制度は、平成28年11月に成立した税制改正関連法により、35年10月から導入される制度であります。制度導入される背景の一つに、31年10月からの消費税率の引き上げに合わせて予定されている軽減税率制度において、商品ごとに税率が異なることから事業者が納める消費税を参入する上で、仕入税額控除額を計算するために商品ごとに適用税率、税額が変わる書類がなければ、不正や記載ミスが生ずるおそれがあります。

背景の2つ目は、顧客が支払った消費税のうち、納税されずに合法的に事業者の手元に残る部分を排除するためにあります。この制度による影響は、適用税率や税額の記載された書類の作成、保存する手間、課税事業者と免税事業者の請求書を分ける作業など、事務作業が増えることが考えられます。また、この制度の導入により、免税事業者の排除につながるなどの懸念もされているところであります。

28年度の税制改正では、経過措置の適用状況などを検証して、必要と認められるときは法制上の措置その他必要な措置を講ずるとされておりますので、関係機関と情報共有しながら対応していきたいと考えているところであります。

次に、3点目の関係であります。

第5次行政改革において、これまで内税としていた消費税を外税へ変更させていただきました。本町では平成元年に3%の消費税が導入されたときから、途中税率が変更になった際も消費税を内税として各種料金を据え置いてまいりました。言いかえますと、本体価格を値下げして利用者の負担増にならないように配慮してきたものであります。

また、その一方で、施設の維持管理等に係る費用については、別途消費税を払っておりまして、行革の取り組みに当たり、改めて消費税の負担をお願いしたものであります。

消費課税対象の使用料、手数料のうち、町民生活に直接かかわるものは、上下水道使用料、簡易水道使用料、簡易給水使用料、個別排水使用料、し尿処理手数料など、本年度の予算ベースで約1億9,200万円です。消費税率が8%から10%になりますと、年間で約355万円、1世帯平均で約1,052円の負担増が見込まれることとなります。

消費税の納付額は、課税標準額に対する消費税額から仕入れ等に係る税額を控除して算出されます。地方公共団体も消費税法上は納税事業者でありますけれども、一般会計に係る事業については、特例により納税すべき消費税額と、そこから控除される仕入れに係る消費税額が同額とみなされるために結果として全額が控除され、納税が発生しない仕組みになっているものであります。

なお、先ほど申し上げました国民生活に直接かかわる使用料、手数料のうち、約95%は各会計から国に消費税を納めております。内税方式から外税方式に変わっても、消費税を負担していただいていることに変わりはありませんので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。
旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 福祉灯油の件で再質問させていただきます。

町長は今、生活保護世帯には冬季加算があるのではということと、8,000円という通達はなされていると。だから、これを後退させることなく続けていきますということだと思いのですけれども、私もこの福祉灯油の関係は最初からずっとかかわってきて、生活保護世帯を加えるかどうかということでも、いろいろと議論をしてきたことを思い出しながら、この質問をしていたところなのですけれども、収入認定されるからだめだということも突破をして、やっぱり寒い北海道で灯油というのは欠かすことができないものだからということで加えた、そういうことを覚えているのです。

今回取り上げたのは、私もここまで厚労省がうたっているというふうには知り得ていなかったものですから、それ以上の追及はしていなかったのですけれども、8,000円を超えても機械的に収入認定するようなことはしないと、そういうことを言っているのです。ということは、一般の方と同じように支給をしても違反ではありませんと、罰することはありませんというふうに言っていると思うのです。

それで、灯油も本当に高騰していますし、生活保護費の基準の引き下げだとか、そういうこともやられていますので、やはりここで見直しをする、そういう時期にあるのではないかなと。生活保護世帯の方にとっても、同じく100リットルということで考えるとところにまず考えを1つにするべきではないかなと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） これまで福祉灯油事業について本町においては議員がおっしゃったとおり、管内では先頭を走る、そんな町村でもあるところでもあります。そういった意味では、低所得者の方々に喜ばれている政策の一つであるところでもあります。

しかし、この生活保護者についての支給については、当時20年度から導入したわけではありますが、それまでやっぱり議論もされているところでありまして、どうして支給になっていなかったのかという点、収入で加算されるのではないかという点もありましたけれども、何といても、制度上で冬季加算の制度があるというところでもあります。冬の光熱水費をはじめ、衣類も入っているのでしょうけれども、そういった意味で、生活保護制度の中で冬季加算制度でしっかり対応しているという点で、同じく支給しなかったというところだというふうに思います。

しかし、急激な燃料の高騰によって、そのところは見直すというところも現在あるところでもあります。

しかしながら、本町、十勝管内を見ても、本町においては、やはり継続してこれまでやってきているという点、価格に関係なくリッター数で支給しているという点、また、リッター数が違うのは、やっぱり生活保護法上では冬季加算があるという点でこの差があるというところを、ぜひご理解いただければと思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 冬季加算があるからということですが、冬季加算というのは、生活保護費を計算するときの一つの算定方法であって、それはそれで一般の方もいろんな収入がある中でも、冬の間は燃料は、もうたかなければ生活できないという北海道の事情を考慮して福祉灯油ということが持たれているという点では、必要ということ言えば生活保護の方も同じだと思うのです。

ですから、そこを補助すると、寒さに耐えられないということがないように補助するということで福祉灯油というものができているわけですから、ぜひこの、この2007年の通知の中でも8,000円を超えても機械的に収入認定するようなことはしませんと、せずに柔軟に扱ってくださいということで念押しをしているというところが、そこにあるのではないかなと思うのです。

それで、町長もおっしゃるように、十勝管内では福祉灯油をやっている自治体は半分くらいで、生活保護世帯も含めているというところはまだ少なくなる、そういうこともあるということは私も知っています。

ただ、隣の大樹町では、生活保護世帯も、それ以外の方も、同じく1世帯当たり灯油150リットル支給の福祉灯油を実施しているのです。商品券では1万5,500円ということで、今年も支給するということがありますので、広尾も本当に早くから積極的に取り組んできたということは私も十分に理解した上なのですけれども、やはり灯油の高騰ということが言われているときだけに、あわせて検討をして、ぜひ一律に支給するというところに持っていけないのかどうか、もう一度お願いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃったとおり、やっぱり広尾町が先導的役割を果たして、南十勝が全ての町村において毎年実施しているのですね。そういったところもやっぱり広尾、重要な役割を果たしたのかなと思っているところであります。

しかし、同じく支給をするということは、それにこしたことはないのでしょうけれども、生活保護制度上の方々と、それから低所得者の方々と、やはり一緒に考えられないというところをぜひご理解をいただければというふうに思っております。生活保護法の中ではしっかり冬季加算がされているわけですから、また、低所得者の方々については、その生活を支援するという制度の福祉灯油を支給しているところであります。

大変厳しい燃料高騰の折、議員おっしゃった点は十分理解をするのですが、当面の間は現行制度

の中で継続して、引き続き後退させることなくやっていきたいなというふうに思っているところがあります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 生活保護の基準そのものが見直しされまして、都市、地方の町では差はありますけれども、その基準の見直しということで、特に子どもの多い世帯だとか、そういうところの保護費というのは減額されてきているのです、ここずっとね。ですから、冬季加算があるからとはいいながらも、総体でもらえる金額が減っている世帯もあるという中で、やはり冬に欠くことのできない灯油というのは本当に重要な位置を占めると思いますので、今年はもう支給の受け付けも始まっていますから、途中で変えるということは今の時期では難しいのかもしれませんが、やはりそういうことも十勝の先頭を走ってやってきた広尾町として、ぜひその点の改善といいますか、考えていただくべきではないかなと、福祉灯油のそういう通知も2007年に出されているということを私も初めて知りましたので、ぜひそのことについても検討を加えていただけないかなと思います。どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 十分ご質問の趣旨、理解をしますところでありまして、全体的な情勢等を鑑みて、それぞれ判断をしてみたいというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） それと、やはり町全体でそういうふうにしていくと、福祉灯油の総額も増えていきますので、これは町だけでということではなくて、地域づくり総合交付金ですとか、道に対してもそういうものを増額してもらいたいとか、そういうことで国や道に対しても予算づけを要求するというのもあわせて、広尾町としての事業費の拡大ということも考えるべきではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 検討させていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 次に、消費税の関係です。

消費税10%の増税ということを安倍首相は打ち出したわけですが、安倍首相はこうも言っているのです。前回の増税が我々の当初のもくろみよりも大きく消費に影響を与えたという認識は持っている。経済への打撃を認める一方で、今回は増えた税収の半分を社会保障として国民に還元するのだと。あくまでも増税に突き進むということを表明したわけです。ですが、30年前に消費税導入決定が強行されたときにも、安定財源の確保と社会保障対策ということを理由にして、増税を、消費税を導入したわけですね。ですが、社会保障はそれでは拡充されたかという、医療も介護も国民の負担はどんどん増えていくという、そういう状況になっていて、改悪の連続だったというふうに思うのです。

それで、今度もまた税収の半分は社会保障として国民に還元するのだからということなのですが、8%になってから家計消費は落ち込んだままという現実もあるわけで、やはり増税の口実にそういうことを言うのはだめだと思いますが、町長はこの点についてはどのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 消費税の増税についての景気等々について言われているところでもありますけれども、消費税が導入されたときに、やはり何といても将来の社会保障が非常に不安だという点、これは国民が誰しも理解をした上でこの導入になったところでありまして、その部分だけ捉えて景気の低迷、それから生活が苦しくなったところだけクローズアップされても、なかなか議論にはならないのではないかと、思うところでありまして、消費税の目的等々について理解をすべきではないかというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 社会保障が改善されてきているというのであればいいのですが、医療も介護も本当に国民の負担というのはどんどん増えてきているというのが、ずっとここやられてきていることだと思うのです。家計消費が上がっていないと、一月も増税されてからずっと家計消費、国で調査していますけれども、これは1か月も増えていないのです、ずっと低迷をしている。だから、家計のやりくりも大変だし、あっちでもこっちでも経済的に大変という声が出てきていると思うのです。

それで、消費税というのは、低所得者層ほど重くのしかかると、いわゆる逆進性が強い、そういう税制なので、前回の増税の影響から立ち直っていない家計を直撃して、消費不況を一層深刻にするのではないかなというふうに思うのです。

それで、本町の給与収入の階層で調べますと、2014年、年収200万円未満の方は22.1%でした。これ決算のときの資料ではじき出したものですが、2017年の200万円未満の方は22.4%と増えているのです。それから、年金収入の階層でも、2014年、平成26年の200万円未満の世帯は69.5%でし

たが、2017年、平成29年の200万円未満の世帯は73.6%と、200万円未満の階層が増えているのです、本町の場合でも。ですから、本町にとっても増税の影響は大きくて深刻な事態が想定されると私は思うのですけれども、こういう数字から見て、町長は影響、やっぱり心配だというふうに思われませんか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 先ほども申し上げたところでありますけれども、やはりその部分だけ論じるところはふさわしくないのだというふうに思っているところであります。議員が冒頭おっしゃったとおり、ちゃんと社会保障に消費税の分を充ててくれれば多くの皆さん方は納得はするのではないかというふうに思っております。

加えて、この消費税は国の財政再建にも充てるということでもありますから、財政再建に充てながら、それから福祉に、社会保障に充てる、この点をしっかりやはり我々が監視をしていくところだというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） その部分だけと言うけれども、町民の生活を預かる町長もそうですけれども、議会としても、そういう低所得にある人たちがどういう状況で生活をしているかということは、これしっかり関心を持って対応をしていかなければならないことだと思うのです。

それで、200万円未満の階層の人たちがやっぱり影響が大きいということは当然想定できますので、これに対してどうかということやはりしっかり見ていかなければならないと思います。そこだけ論じるのはということで町長は言われましたけれども、結局、消費税で集めた分は、ではどこに行っているのかということなのですけれども、大企業の減税だとか大金持ちの減税だとか、そういうところにも大半が回っているところが問題だと思うのですよ。そこを今、私たちがこの広尾町議会で議論をしてもどうにもならないかもしれませんけれども、やはり広尾町の町民の暮らしを預かる、そういう立場からすれば、そういう人たちにとってマイナスになることが提案されるとすれば、それに対して町長はどのような対応をするのか、どういうふうに見ていけばいいのか、対策をどうとらないとならないのかということでは、そこだけ論じるのはという言い方をされると、では私はどこに言っていけばいいのですかということになります。ですから、国のことということだけではなくて、やはり大局的に見て、今こういう私たちの暮らしに密着したことが議論されているわけですから、きちんとやっぱり議論していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議論は議論としてしっかりすべきだと思っておりますけれども、私として、こ

の問題でどうこうするというところの立場にはないわけであります。1つには、この消費税について、増税されることによって生活が困窮する人がいるのというところでございますけれども、そういった人たちを守るのもやっぱり私の務めであります。しからば、そういった人たちも含めて、将来の住民の社会保障がどうなるのかというところも大切な部分でありますから、やっぱり総体的に判断をする必要があるのだというふうに思っております。やっぱりどこに向かっていけばいいのかというところは、国に向かってしっかりと消費税の使い道、ここのところを国民に約束をした社会保障と、それから国の財政再建、しっかりと取り組んでほしいなというふうに思っているところがあります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） それと、中小業者にとって、これは町長、先ほどの1次の答弁でもお話しされていましたが、中小業者にとって新たな負担がかかると思いますか、キャッシュレス決済だとかポイント還元、マイナンバーカードでのポイント加算なんてありますけれども、広尾町では本当にそういうことにお金を使えるような業者なんて私はそう多くないと思うのです。圧倒的に多くはそういうことはできないだろうと思いますし、それから、売り上げ1,000万円以下の免税業者はインボイスが発行できなくなるとか、そういうことでは広尾町の業者の人たちが本当に深刻な不安を持っていると思うのです。そういうことも含まれた国の今、制度が議論されていることではありますけれども、そういうことについては、町民を守っていくというか中小業者を守るという立場では、これはまずいということはやはりどこかで意思表示をするというか、そういうことは必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 国のほうで、今、政府のほうで消費税の増税対策についていろいろ項目が並べられているところでありまして、幼児教育の保育無料化とか、当然そういった保障に充てるべきところの政策としては打ち出しているところでありまして、評価はするのですが、今言ったキャッシュレス決済のポイント還元、5%分を検討、カードで買ったポイントがついて割引される。それでは、消費税をもらった分について本当に財源確保できないのではないかとか、いろんな疑問点が専門家の間の中でも言われているところであります。

そういった点では、ぜひわかりやすい制度にさせていただきたいというふうに思っているところがあります。

加えて、やはり何といても、消費税増税、私たち8パーから10パーを払うわけでありますから、しっかりと国が言っている財政再建、それから社会保障にしっかりと充てて対策を講じていただきたいというふうに思っているところがあります。

1、議長（堀田） 次に、10番、小田^{おだ}雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田^{おだ}） まず、最初の質問であります。広尾町行政は、平成23年度より平成32年度まで第5次広尾町まちづくり推進総合計画に基づき、さまざまな施策や事業が展開されているところでもあります。そしてまた、地域活力の創生を目標とした国の総合戦略に準じて町としての「地方版総合戦略」なるものを策定し、その期間を平成27年度より31年度の5年間としています。

この地方版総合戦略で示されている計画あるいは目標を町が本当に達成しようとしてこれを作成したのか、大きな疑問を感じている次第であります。

なぜならば、立てた目標に対してどれほどの進捗があったかを確認したり、判定するレベルであるならまだしも、最初から到底無理ではと思えるようなところが相当な部分において見受けられるからであります。

この町の総合戦略を具体的に個別的に問いただしていく前に、これは2次質問から行きたいと思いますが、まずこの計画のために設置した「広尾町人口減少対策検討委員会」や「広尾町地方創生推進本部」、これは管理職者によるものですね。そしてまた、「広尾町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会」などは毎年調査、評価をしているのでありましょうか。広尾町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会は、取り組みの効果の検証や進捗管理は毎年行うとしてありますが、実際にそうされているのでありましょうか。そして、「必要な見直しを行います」との記述がありますが、いつどのようにしたのですか、お答えください。

2番目は、広尾町の経済の活性化について聞きたいと思います。

企業の町内への新規参入などは、町にとって大きな活性化となりますが、この数年、そのような企業進出は一部介護関係の施設の新築などが見受けられただけで、目立ったものはないように思います。また、港湾関係のその後の進出もないようですが、最近の町としてのこの活性化全般についても含めて、その成果や活性化に対する支援について伺いたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 小田^{おだ}議員の質問にお答えをいたします。

具体的な点については、2次質問からということでもありますから、2次質問で具体的にそれぞれお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

総合戦略につきましては、人口減少という現実にも即しまして、地域の活力を創生していくための目標を示すものでありまして、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、平成28年2月に作成をしたところであります。

総合戦略につきましては、第5次広尾町まちづくり推進総合計画で掲げている5つの基本目標の中から地方創生と人口減少対策として、特に有効な具体的施策をもとに新たな施策を加える形で検

討して、人口減少に伴うさまざまな課題解決に向けて重点的に取り組むための計画として策定をいたしたところでもあります。

期間につきましては、国及び北海道と同様に、平成27年から31年までの5年間として、数値目標の設定とPDCAサイクルによる進捗管理が重要な視点となっているところであります。

ご質問にありました点検、評価をしているのかという点でございますけれども、さきの行政報告でも申し上げましたとおり、この総合戦略策定推進委員会におきまして、それぞれ評価をしていただいて、検証をしているところでございます。

次、2点目の広尾町の経済活性化についてであります。

ご質問いただきました十勝港の関係について申し上げます。

十勝港の企業進出につきましては、平成23年に飼料コンビナートが稼働し、課題でありました港湾の利活用が進んだところであります。家畜飼料の原料の輸入や移入によりまして取扱貨物も確実に増加し、貿易額にあっては23年から7年連続で100億円を超え、堅調に推移をしているところであります。

また、飼料コンビナートの稼働に関連して、平成23年に地元企業によりまして、24年には町外の企業により倉庫がそれぞれ建設をされたところであります。近年におきましては、平成28年に倉庫が建設され、29年には水産加工施設がいずれも地元企業であります。建設をされ、利活用が進んでいるところであります。新たな企業進出を目指すために港湾関連企業及び関連団体などの連携を密にして情報収集に努めてまいりたいと思っております。

地域経済のそれぞれの活性化につきましては、具体的にご質問があった点で、後ほど答弁をさせていただきますと思っております。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） おだ小田議員。

1、10番（小田） おだ具体的に幾つか項目ごとに聞きたいと思っております。

総合戦略の中の第3次産業のところ、小売業のところですが、ここに19年度から24年度の5年間で商店数、従業員数、売上高について数値が載ってございまして、この中で商店数については、この19年から24年の5年間で、24年というのは大分前でございますけれども、30%のダウン、従業員数については40%のダウン、そして売上高も4割ダウンと。その後の数値について捉えているところがあるかと思っておりますが、そのことについて最新といいますか、いわゆる公の国絡みのデータのほかに町として商工会等を通じて得ているものもあるかと思っておりますので、これについても教えていただきたいと思っております。

そして、第3章の中に、これは施策の重点プロジェクトのところでございますけれども、ここに定期航路の開設という部分もございまして、この辺について、あるいはまたクルーズ船や官庁船の入港、これも数値的にどのぐらいのどのような推移になっているのかもわかれば教えていただきたい。

そして、この重点プロジェクトの中の数値目標として、「新規就業数を5年間で100人増やします」とあります。そしてまた、「まちのしごとづくりに貢献した企業を5年間で10社増やします」とあり

ます。このことについても、実際にまだこの計画は終わってはいませんが、どのような進捗状況にあるのか教えていただきたい。

そして、この施策の中で「第一次産業の活性化につながる雇用・起業支援」、そして「十勝港の利活用」「地元産品の開発と伝承」と、この最後の地元産品の開発と伝承についても、どのように町として継続的に対応しているのか、あるいはその効果というもののはどのように捉えているのかを聞きたいと思います。

そして、今度は移住・定住の部分なのですけれども、ここで数値目標として「移住定住者を5年間で80人増やします」とあります。「滞在型交流人口を5年間で1,000人増やします」とあります。このことについて最近、ちょっと町の名前は忘れちゃったけれども、移住・定住の施策をその町としてやっているけれども、大変これが成功すればいいのですけれども、町外からの季節的な短期的な滞在ばかりで……

(「ちょっといいですか」の声あり)

はい。

(「申しわけございません。ちょっと休憩を」の声あり)

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

再開します。

小田議員、今、休憩中でありましたが、通行内容に従いまして資料の準備等々でそごがございまして、質問につきましては、通告内容に従ってお願いしたいというふうに思います。

再開します。

1、10番（小田） 今、途中まで述べた、夢だけを追っていて、実質的に大変移住・定住については厳しいということで、私は、この町として、これは数値的なデータもありますけれども、変な言い方ですけれども、無理ならお手上げしてしまえばというような言い方はしたくないのでありますけれども、ただ、こういうふうに掲げておいても実際に効果がないと判断すれば、5年たたなくてもやはり違う方向へ転換すべきだと私は思いますので、そのことについても触れていただければと思います。

そして、第4章のところ、雇用の創出というところなのですけれども、ここちょっとわかりづらと思うのですけれども、雇用の創出につながる取り組み支援ということで、26年度の基準値がゼロ件だったところへ持ってきて、目標値は31年度までの5年間で5件とする目標を立てたわけですね。そして、雇用創出の取り組みによる雇用者数は基準値が26年度はゼロ人で、目標値は31年までの5年間で20人と、これもありますけれども、これについても教えてほしいと思います。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前 11時35分 休憩

午前 11時37分 再開

再開します。

昼食のため、休憩します。

午前 11時37分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

一般質問中ですが、休憩いたします。

午後 1時00分 休憩

午後 1時28分 再開

再開します。

◎議会運営委員会報告

1、議長（堀田） ここで、休憩中に開かれた議会運営委員会の報告を求めます。

山谷議会運営委員会委員長、登壇の上、報告願います。

1、議会運営委員会委員長（山谷） 議会運営委員会所管事務調査報告書。

平成30年第10回議会運営委員会を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

委員会の開催状況。

開催日、平成30年12月6日木曜日。

開催場所、出席委員、出席事務職員等々につきましては、省略をさせていただきたいと思います。

2、調査の内容であります。

（1）、議会の運営に関する事項について。

本日の一般質問において、^{おだ}小田雅二議員の通告内容に具体性がなく、2次質問の内容と合致しないため、その取り扱いについて審議した結果、今後は、より具体的な内容を通告するよう求めるこ

ととする。

なお、今回に関しては、地方版総合戦略の問いであるため、個別具体的に質問する場合は、総合戦略の項目ごとに簡潔明瞭に質問していただくこととする。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

1、議長（堀田） 今の報告に対して質疑を受け付けます。
志村議員。

1、5番（志村） 今の委員長の報告で、今回というお話なのですけれども、おかしくないですか。そういう前例をつくってしまうということですか。ではないのですか。いやいやいや、ルールどおりにやられていないわけでしょう。というお話ですよね。であれば、今後ということは今回はそれを認めるということですか。委員長、どうですか。

1、議長（堀田） 山谷委員長。

1、議会運営委員会委員長（山谷） お答えします。

今、志村議員からのことについては、今回という文言がありますけれども、議会運営委員会としては、この一般質問について受理をしております。そして、議会運営委員会を通して議会に提案されておりますので、その辺も含めて今回は、議会運営委員会としては、このまま小田議員に質問をしていただきたいと。この次からはそういうことに、志村議員が言っていることについては、これからお互いに注意をして配慮をしていくと、こういうふうに私は解釈しておりますので、よろしくお願ひします。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午後 1時31分 休憩

午後 1時33分 再開

再開します。

5番、志村議員。

1、5番（志村） 議運の委員長に申し上げます。

今後、一般質問等の通告があった場合については、その内容について議運でしっかり内容を精査していただいた上で受理していただきたいということをお願いして終わります。

1、議長（堀田） ほかに。

10番、^{おだ}小田雅二議員。

1、10番(^{おだ}小田) 通告の範囲ということについては、細かいルールはありません。ですから、何々々についてというような形での質問が議会に提出というか、通告として出された場合には、私はそのことを細かく羅列というか、列記されることのほうが確かにいいかもしれないけれども、しかし質問の対象が一定程度に狭められて対象があるのであれば、それについて町理事者側としてはきちっと対応できるような形で準備するのが当たり前の話で、全てのデータはあるわけですから。ただ、それが100項目、200項目となると大変な時間の浪費となるからそれは問題あるけれども、今回のような形では私は通告の中で、通告の内容を見ていただければわかると思いますけれども、総合戦略について2次質問の形でしますというふうに言ってありますから、一通り全部準備していただければそれで済むことであって、私が何らそのことで通告内容に不備があるとかいうような形で切り捨てられるのは大変憤慨します。

以上です。そのことについて見解を求めます。

1、議長(堀田) 山谷委員長。

1、議会運営委員会委員長(山谷) お答えします。

今、^{おだ}小田議員のほうから言われたのですけれども、最初に^{おだ}小田議員に対するどうのこうのとか、あるいはそういう、今、^{おだ}小田議員のほうから、ちょっと私の聞き取り方が悪かったのかもしれないのですけれども、罪とかそういうようなことは全く議運としては私と委員長としても考えておりません。

ただ、今、前段で言われました通告につきましては、運営基準の中で、あるいは通告書の中に具体的に要旨を理事者等々に示すようになってきているという、そのことについては私としても、議運としましても、その具体的にというところのことに対して今回私らの議運として、委員長として今回報告とさせていただいたと、そのように解釈していただければありがたいと思います。

以上です。

1、議長(堀田) ほかに。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

◎日程第2 一般質問(続行)

1、議長(堀田) 一般質問を再開します。

^{おだ}小田議員。

1、10番(^{おだ}小田) この総合戦略の中の第3次産業というくくりの中で、小売業の部分について記

述がありますが、19年度から24年度の5年間で商店数は30%ダウン、そして従業員数は40%ダウン、売上高も40%ダウンというふうに数値的にありますが、この後の数値について町側として捉えているのがあれば、それをお示しいただきたいのと、どのように考えるのかということを知りたいと思います。まず、その1点。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ご質問の小売業の店舗数、従業員数でありますけれども、直近の平成29年度のセンサスの数字を申し上げます。商店数は平成29年度78であります。従業員数は332人あります。販売額は60億2,300万円あります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 今の数値、一応羅列していただきましたが、それに対するコメントといいますか、町としての全て終わっているわけではない総合戦略ですけれども、見直しあるいはいろんな論評といいますか、そういうものを持たれるのは当然かと思っておりますけれども、そのことについてお聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 具体的に分析した結果は持ち帰りではありませんけれども、店の数は5年間で減っている中で従業員数は増えている。大型化しているのかなというふうにも思いますし、売り上げについては24年と29年ありますから、15億円ぐらい伸びているところまでございまして、厳しい状況にありながら29年度についての数字かなというふうに思っているところでありまして、詳細に分析等についてはしておりません。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） それでは、第3章の「施策の目標と重点プロジェクト」という部分がありますけれども、この中で定期航路の開設への取り組み、あるいはクルーズ船や官庁船の入港促進を支援するという項目がありますけれども、このことについて定期航路についてはゼロというのは誰が見てもわかりますけれども、クルーズ船あるいは官庁船の入港がたびたびあるわけですが、その数字についてデータをいただきたいのと、それとあと、そちらの対応、大きな船もあれば、小さな船もある、あるいはそれに伴ってこの総合戦略の中で経済的な活性化等々についてもいろんな対応があったのかと思っておりますけれども、そのことについてお聞きしたいと思います。

以上。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 最初に、クルーズ船の実績について申し上げます。

平成30年、去年、飛鳥Ⅱが入港しております。また、26年、ぱしふいっくびいなす、寄港予定でありましたが、台風の影響で中止になっております。平成24年、につぼん丸の入港、平成23年、平成22年、ぱしふいっくびいなすの入港、平成22年、につぼん丸、平成19年、につぼん丸であります。来年、情報入っているところが、ぱしふいっくびいなすが入港予定であります。

それから、官庁船でありますけれども、主に海上自衛隊の船でありますけれども、直近で申し上げますと、平成30年、直近といたしますか、ここ5年間、毎年、護衛艦等が入港をしているところであります。特に、25年につきましては、砕氷艦のしらせ、これが入港をしているところであります。

以上であります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 雇用の関係で質問したいと思っておりますけれども、「新規就業数を5年間で100人増やします」と、それと「まちのしごとづくりに貢献した企業を5年間で10社増やします」という数値目標についてはどのように、データあるいは考えを教えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この施策につきましては、やっぱり雇用、それから起業支援ということで、それぞれ政策をとっているところでございまして、具体的には27年度からこの計画始まっているわけでありまして、27、28、29年度、3か年で12件の起業がございました。整骨院、サーフショップ、カフェ、コインランドリー、レンタカー、飲食が4件、グループホーム、仕出し店等がございます。

また、この取り組みによります雇用者数でありますけれども、目標は20でありますけれども、現時点では12名の雇用になっているところであります。

以上です。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 移住・定住の部分についてお尋ねしたいと思います。

「移住定住者を5年間で80人増やします」、そしてまた「滞在型交流人口を5年間で1,000人増やします」という基本目標がありますけれども、このことについて、まず数的事実と、それと町の考えとして、ほぼ全ての町村がこの移住・定住人口減に対してこのような政策を持って、いわゆ

る施策を持って対応していますけれども、一向にこの効果があらわれていないところがたくさんありまして、十勝だと思えるのですけれども、ある町では、これはやめるというような残念な方向に向かっている部分もあります。私は町に対して、目的あるいは内容は成功すればうれしいけれども、実際に単純に短期的な滞在、いわゆる旅行気分でも何気分でもいいのですけれども、来ていただくことだけで定住あるいは移住にはならないということが多いため、この辺については町のやはりコストと申しますか、いろんな手間暇と言ったらちょっとせつかく来てもらっている人には悪いのだけれども、本来の目的自体から少し離れてそういう形になっているのであれば、早急に見直すべきだと思いますので、そのことについても触れて答えていただければと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 具体的な数字を最初申し上げたいというふうに思います。

移住体験の長く滞在する関係でありますけれども、3年間トータルで45人になっております。また、交流人口の増加でありますけれども、農村漁村のホームステイ、子ども含めて、高校生含めて、全体で589人になっております。3年間でありますけれども、589人です。この計画につきましては、1,000人増やすとなっておりますけれども、これは5年間でという数字であります。

今、後段で議員がおっしゃった移住体験の効果がでないのではないかと申すところでありませう。

まさしく、そのことも本町の課題になっているところでありまして、本町だけでなく、最近では北広島市がこの政策をやめるという新聞報道があったところであります。旅館、宿がわりに利用して道内を歩くということが本当に多く問題になっているところであります。でも、来ていただくと申すところがなかなか確認できないものですから、せつかく来てくれた方には、やっぱり町内になじんでもらう体験型のプログラムだとか、そういったことを用意する必要があるのだというところで、今回来た方にサケのさばき、それからイクラづくり、それから山に行ってキノコ狩りだとか、そういった体験をするプログラムを用意いたしまして、利用していただいたところであります。

あと、やっぱり長くその方が占領してしまいますと、なかなか利用できないという点もありまして、日数も制限をするようにしているところであります。どうやって広尾町に来て魅力が感じられるようにするのかというところが大きな課題でありまして、議員のおっしゃっているところ、十分理解するものであります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番 ^{おだ}（小田） 「第一次産業活性化につながる雇用・起業支援」ということで、そちらで提出された数値として26年度はゼロ件だったのですけれども、いわゆる「雇用創出につながる取組支援」ということで、KPIというのですか、これがゼロから5件へ、そして、その取り組みに伴って雇

用者の数がゼロから20人という目標値を示されていますが、このことについて説明をいただきたいと思えます。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今の関係につきましては、先ほど申し上げましたところございまして、「雇用創出につながる取組支援」ということでありまして、広尾町の起業家等支援補助金交付、この事業を政策として掲げておりまして、先ほど言った12件がこの起業をしたというところございまして、雇員人数も12名というふうになっているところであります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 次の第2番目の質問について聞きたいのですけれども、いわゆるポートセールスですね。そのことで今の総合戦略とかかわってはきますけれども、個別にここに持ってきたのは、町として、いわゆる今の港湾の用地ありますけれども、それは約何%ぐらい消化されて、どのぐらい残っているのか、それはうろ覚えでいいのですけれども。というのは、どのぐらい残されているのかということ、そのまま使われないで置いてあるわけですから、極力ポートセールスに、ポートにかかわらず港湾用地に入ってきていただける企業があればと思うので、そのことについていろんな期成会などあって、前はよく出張して企業訪問なりをしてやっていたかと思うのですけれども、今現実にこのことをどの程度、どれだけの真剣さと、どれだけの熱意でやっておられるのかということをお聞きしたいと思います。セールスですから、当たって砕けろというふうにお願ひしたいところですが、当たってもいけないのではないかとというふうにも悪く想像していますので、そのことについて明確にお答えいただければと思います。そして、今後の熱意といえますか、そのことについても。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 港湾振興というのは、本町にとって大事な大事な大きな柱として掲げて進めているところであります。

ご質問の十勝港における売り払い用地、残り幾らあるか、約12ヘクタール弱であります。12ヘクタール弱が残っているところであります。

ポートセールスにつきましては、やみくもにというか、どこにセールスをかけるかということ、何といってもやっぱり本港の十勝港の役割というのは、アグリポートというコンセプトのもと、やっぱり農業というところに重きを置いているところでありまして、飼料、肥料、そして小麦等々の取

り扱いがあるわけでありまして、そういったところにポートセールスをかけているところでありまして。農業関連企業というところ、当然コンビナートの構成員でありますそれぞれの企業に直接、本社は東京でありますから、東京に出向いて行って、次の展開の要請もしているところでありまして。

また、毎年それらの方々が本町に来るわけでありまして、機会を捉えて次の展開の要請もしているところでありまして。

また、港湾振興会等でもそれぞれ関連企業の方々が構成をしている港湾振興会でありますから、その中でも情報交換をしながら十勝港の利活用についてそれぞれ取り組みを進めているところでありまして。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 済みません。何%という数字をいただいているんですか、12ヘクタールはいいですけれども。港湾用地の中でどのぐらい残っているかというのをちょっと知りたいのです。

それともう一つ、このことに関していろいろ情報の共有とか、中では頑張っておられるかと思うのだけれども、私が聞きたいのは、実際に町長も、あるいはほかの担当職員も東京あるいは大阪等へ行くことがあると思うのですけれども、そのときにやはり何時間でも時間を費やしてやはり行かないことには、あるいはどんな情報があるやもしれません。例えばどこかからどこかの航路が最近あるとか、船の場合なかなかないと思うのですけれども、飛行機なんかの場合はご存じのとおり、今、ピーチという会社が釧路から大阪へ飛ぶ。もう今の時代、ハブ空港ということを超えて、どこでどれだけの需要があるかということから、何年続くかわからないけれども、とりあえずトライアルでやってみると。広尾町の場合も、定期的な航路は短くして終わってしまいましたけれども、やはりその辺は何となくもう厳しい、だめなのだというようなことでは、ちょっと私は問題があると思うのです。そのためにも、やはり今言ったように、出かける際にはいろんなところから、広尾内部でいろいろ情報を共有するのではなく、いわゆるあちらのほうから、既にもうコンタクト、コミュニケーションのあるところも多くあると思うので、その辺からいろんな切り口を見出すことでないと、私は、釈迦に説法ではないですけれども、ちょっとどうにもならなくなるのではないかというふうに思いますので、そのことについてお答えください。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 全くそのとおりだというふうに思っています、私も東京に出張する機会を捉えまして、それぞれ広尾町に進出している企業に訪問をしているわけでありまして。あらゆる機会を通じて、やはりポートセールス、それから情報の収集というのはしなければだめだというふうに思っているところでありまして。

クルーズ船、ちょっと横にそれますけれども、毎年全国のクルーズの協議会というのがありまし

て、そこには毎年、広尾町としては参加をしているところでもあります。ほかの道内の企業、管理者はなかなかそういったところには来ないわけでありませぬけれども、そういったところに顔を出しながら、そして、船会社と名刺交換をしながら、広尾町の、十勝港のポートセールスもしているところでもあります。来年決まっているから言うわけではありませぬけれども、先日もばしふいづくびいなすの東京支社にお邪魔をして、それぞれのお礼かたがた、また、次のクルーズに対する船会社側の要望等もお聞きをしてきたところでもあります。

そういったことで、あらゆる機会を通じて、待っているのではなくて、議員おっしゃったとおり、やはりしっかりと情報収集しながら出かけて行って、ポートセールスすべきだというふうに思っておりますので、これからもしっかりと取り組みを進めたいと思っております。

失礼。パーセンテージ。44.6です、残が。残っているのが44.6パーです。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

あす7日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時56分